

文化審議会文化政策部会（第8回）議事日程

1. 日 時:平成16年6月8日(火) 10:00～12:00

2. 場 所:丸ビル8階 room5

3. 議 題:

- (1) 部会長の選任
- (2) 運営規則等の決定
- (3) 文化多様性に関する作業部会の設置について
- (4) 文化政策部会における審議事項等について
- (5) 意見交換
- (6) その他

配付資料

1. 文化審議会について
2. 文化政策部会の設置について
3. 文化政策部会名簿
4. 文化審議会関係法令
5. 文化審議会運営規則
6. 文化政策部会運営規則(案)
7. 文化政策部会の議事の公開について(案)
8. 文化多様性に関する作業部会の設置について(案)
9. 文化多様性の保護に関する現状
10. 文化政策部会における審議事項等について
11. データから見る地域文化の振興について
12. 地域における文化芸術活動に対する支援事業等について
13. 関西元気文化圏の取り組み
14. 「丸の内元気文化プロジェクト」について

(参考資料)

文化審議会答申(平成14年4月)

文化芸術振興基本法(平成13年12月7日公布)

文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成14年12月10日閣議決定)

(冊子, 概要パンフレット)

平成16年度文化庁予算のあらまし

文化審議会について

1. 設置の経緯

中央省庁等の改革の中で，国語審議会，著作権審議会，文化財保護審議会，文化功労者選考審査会の機能を整理・統合して，平成13年1月6日付けで文部科学省に設置。

2. 審議会の主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて，文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議し，文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (2) 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて，国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議し，文部科学大臣，関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- (3) 著作権法，文化財保護法，文化功労者年金法等の規定に基づき，審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

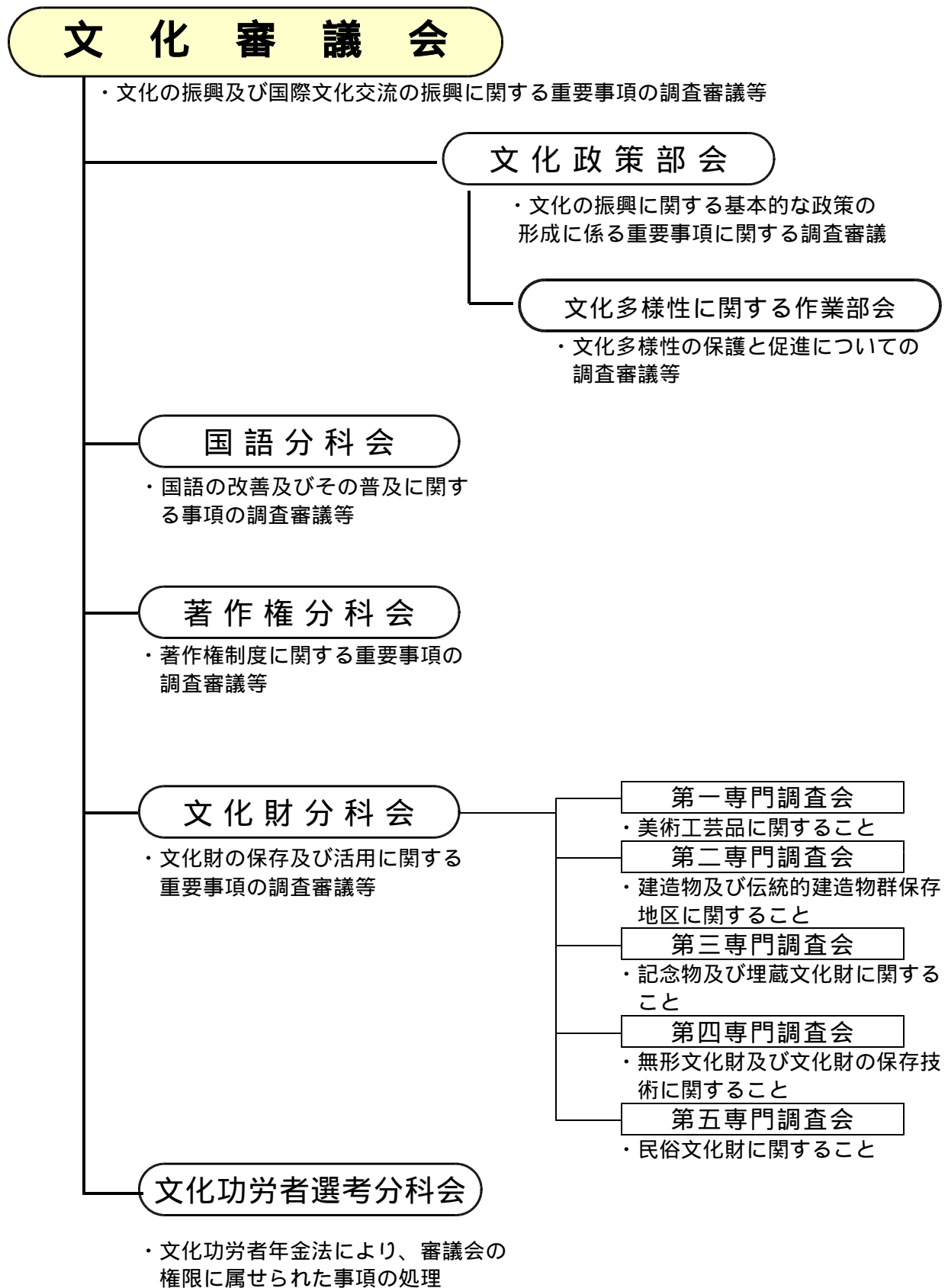
3. 構成

- (1) 委員30人以内，任期1年（再任可）
- (2) 次の分科会を設置する。

分科会の名称	主な所掌事務
国語分科会	・国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること
著作権分科会	・著作権制度に関する重要事項を調査審議すること
文化財分科会	・文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること
文化功労者選考分科会	・文化功労者年金法により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

- (3) 臨時委員又は専門委員を置く。
- (4) 審議会及び分科会には，必要に応じて部会を設置する。

文化審議会について



文化政策部会の設置について

平成16年2月17日
文化審議会決定

1 設置の趣旨

文化審議会令第6条第1項（平成12年6月7日政令第281号）及び文化審議会運営規則（平成16年2月17日文化審議会決定）第4条第1項の規定に基づき、文化審議会に、文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項に関し調査審議を行うため、文化政策部会を設置する。

2 調査審議事項

- (1) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（平成14年12月10日閣議決定）の取組状況について
- (2) その他文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について

3 構成

会長が指名する委員及び臨時委員により構成する。

文化政策部会名簿

平成16年6月8日現在

高階 秀爾	美術評論家
津田 和明	(独)日本芸術文化振興会理事長
富澤 秀機	テレビ大阪(株)社長
中村 紘子	ピアニスト
野間佐和子	株式会社講談社代表取締役社長
川本 雄三	熊本県立劇場館長
神崎 宣武	民俗学者
木村 俊光	声楽家、桐朋学園大学教授
熊倉 純子	東京芸術大学助教授
佐藤 信	劇作家、演出家、東京学芸大学教授
都筑 敏子	元ラジオ大阪プロデューサー
中村 桂子	JT生命誌研究館長
根木 昭	東京芸術大学教授
恵 小百合	江戸川大学教授
山野 博大	舞踊評論家
吉本 光宏	(株)ニッセイ基礎研究所主任研究員
米屋 尚子	(社)日本芸能実演家団体協議会芸能文化情報センター部長

文化審議会関係法令

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）（抜粋）

（文化審議会）

第三十条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第二号に規定するものを除く。）を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
- 四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。
- 五 文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項、著作権管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）第二十四条第四項、文化財保護法第八十四条及び文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。
- 3 前二項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

（組織）

- 1 第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

- 1 第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、文部科学大臣が任命する。

（委員の任期等）

- 1 第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
国語分科会	国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。
著作権分科会	<p>一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）第三条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

文化財分科会	<ul style="list-style-type: none"> 一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること。 二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十四条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
文化功労者選考分科会	<p>文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、文部科学大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

（議事）

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事について準用する。

（資料の提出等の要求）

第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第九条 審議会の庶務は、文化庁長官官房政策課において総括し、及び処理する。ただし、国語分科会に係るものについては文化庁文化部国語課において、著作権分科会に係るものについては文化庁長官官房著作権課において、文化財分科会に係るものについては文化庁文化財部伝統文化課において、文化功労者選考分科会に係るものについては文部科学省大臣官房人事課において処理する。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会

に諮って定める。

附則

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。
- 2 文化財分科会は、第五条第一項に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法第一百十六條第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。

文化審議会運営規則（平成十六年二月十七日文化審議会決定）

文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）第十条の規定に基づき、文化審議会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

（分科会）

第三条 分科会の会議は、必要に応じ、分科会長が招集する。

2 令第五条第六項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄

に掲げる事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

分 科 会	事 項
国語分科会	<p>国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。</p>
著作権分科会	<p>一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関する重要事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。</p> <p>二 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第四項及び著作権等管理事業法（平成十二年法律第三百三十一号）</p>

	<p>（第二十四条第四項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>文化財分科会</p>	<p>一 文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議すること（特に重要な事項を除く。）。</p> <p>二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十四条の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>文化功労者選考分科会</p>	<p>文化功労者年金法（昭和二十六年法律第二百二十五号）第二条第二項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

3 前項の表の下欄に掲げるもののほか、同項の表の上欄に掲げる分科会の所掌事務のうち、それぞれ審議会があらかじめ定める事項については、当該分科会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前二項に規定する事項について分科会が議決したときは、分科会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他分科会の運営に必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第四条 部会の名称及び所掌事務は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。)が審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。)に諮って定める。

2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。

3 令第六条第六項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。

4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(会議の公開)

第五条 審議会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 審議会の会議の公開の手続きその他審議会の会議の公開に関し必要な事項は、別に会長が審議会に諮って定める。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、審議会の決定の日（平成十六年二月十七日）から施行する。

文化政策部会運営規則（平成十六年 月 日文化政策部会決定）（案）

文化審議会運営規則（平成十六年二月十七日文化審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、文化政策部会運営規則を次のように定める。

（総則）

第一条 文化政策部会（以下「部会」という。）の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）、文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第二条 部会の会議は公開して行う。ただし、特別の事情により部会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 部会の会議の公開の手続きその他部会の会議の公開に関し必要な事項は、別に部会長が部会に諮って定

める。

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この規則は、部会の決定の日(平成十六年 月 日)から施行する。

文化政策部会の議事の公開について（案）

（平成16年 月 日文化政策部会決定）

文化政策部会の議事の公開については、文化政策部会運営規則（平成16年 月 日文化政策部会決定）第2条第1項に定めるもののほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

- 1．会議は、公開とする。ただし、次の（1）及び（2）の案件を審議する場合を除く。
 - （1）部会長の選任その他人事に係る案件
 - （2）上記のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件
- 2．会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直前の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までに文化庁ホームページに掲載するとともに文部科学省大臣官房総務課広報室に掲示する。

（会議の傍聴）

- 3．会議の傍聴は、以下のとおりとする。
 - （1）報道関係傍聴者
（社）日本新聞協会加盟社及びこれに準ずる報道機関から派遣された記者については、開催日の前日17時までに文化庁長官官房政策課（以下「事務局」という。）に登録する。ただし、原則として各所属社につき1名に限り、傍聴を認めるものとする。
 - （2）一般傍聴者
上記（1）以外の者については、開催日の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日とする。）の17時までに事務局に申し込みを行うものとする。ただし、事務局は申し込み者が多数の場合、傍聴を制限することができる。傍聴は、原則として申し込み順とする。
- 4．部会長が許可した場合を除き、会議開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は禁止する。
- 5．傍聴者が会議の進行を妨げていると部会長が判断した場合には、退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録の公開）

- 6．議事録は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7．前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議資料の公開）

- 8．会議資料は公開とする。ただし、部会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

中央省庁等改革の推進に関する方針（抄）

平成11年4月27日
中央省庁等改革推進本部決定

審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

（４）公開

審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

平成 16 年 2 月 8 日
文化審議会文化政策部会決定

文化審議会文化政策部会文化多様性に関する作業部会の 設置について

1 趣旨

情報や経済のグローバル化に伴い、民族的・宗教的な対立が激化する一方、従来の国民国家の枠組みにとらわれない、地域的・文化的な運動が世界各地で広がっている。

また、ユネスコでは、平成 13 年に「文化多様性に関する世界宣言」が採択され、さらに平成 15 年 10 月の第 32 回ユネスコ総会では、平成 17 年秋の次回ユネスコ総会に向けて、文化多様性に関する国際規範の策定手続きを開始することが決議され、具体的な検討が始まった。

文化審議会文化政策部会では、このような状況に鑑み、我が国が文化多様性の保護・促進を図り、国際社会に積極的に貢献するため、本部会に文化多様性に関する基本的な考え方について検討を行う、文化多様性に関する作業部会(以下「作業部会」という。)を設置する。

2 調査審議事項

- (1) グローバリゼーションと文化多様性について
- (2) 文化多様性を保護・促進するための我が国の取組について
- (3) 文化多様性を確保するための国際的な体制の構築について
- (4) その他文化多様性に関する重要事項について

3 構成

文化審議会文化政策部会長の指名する委員及び臨時委員並びに文化多様性に関する作業部会に分属された専門委員により構成する。

4 その他

作業部会の議事の手続きその他作業部会の運営に関し必要な事項は、作業部会において定める。

文化多様性の保護に関する現状

1. 文化多様性とは

時代、地域によって、文化のとり形態は様々である。人類全体の構成要素である様々な集団や社会個々のアイデンティティは唯一無比のものであり、また多元主義的である。このことに、文化的多様性が示されている。生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。この意味において、文化的多様性は人類共通の遺産であり、現在及び将来の世代のためにその重要性が認識され、主張されるべきである。(文化的多様性に関する世界宣言第1条)

2. ユネスコにおける取り組み

(1) 文化多様性に関する世界宣言の採択

平成13年の第31回ユネスコ総会において、グローバル化に伴う画一化の危険から世界の多様な文化を守り活かして、異なる文化間の相互理解を深め、世界の平和と安全に結びつけることを目的とする、「文化多様性に関する世界宣言」が採択された。

(2) 文化多様性条約策定に向けた動き

平成14年のヨハネスブルグ・サミットで、フランス・シラク大統領が、グローバル化の進展の中で各国の文化を保護する必要があるとの基本的な考え方の下、「文化的多様性は、言語の急速な消滅、及び製品、法規、社会構造やライフスタイルの画一化により脅かされている。」として上記「文化多様性宣言」の国際約束化を目指すことを表明。

平成15年10月に開催された第32回ユネスコ総会において、文化多様性に関する国際規範の策定手続を開始することが決議された。

第32回総会の決議を受け、平成15年12月に第1回専門家会合が開催(日本からは河野俊行九州大学教授が出席)。その後、平成16年3月に第2回会合が、同5月に第3回会合が開催され、条約の予備的草案について検討してきた。

平成16年4月に開催された第169回執行委員会において、政府間会合を開催することを決定。(開催時期については未定)

今後、専門家会合の報告と検討された予備的草案がユネスコ事務局から加盟国に配布される予定。早ければ来年秋の次回ユネスコ総会で条約案が提出される予定。

< 参考 > 無形文化遺産保護条約

平成 15 年の第 32 回ユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」を採択。無形文化遺産については、これまで拘束力のある多国間協定が存在していなかった。本条約は、無形文化遺産を保護することを目的として、そのための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国がとるべき必要な措置等につき規定するものである。

無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、人工物及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部と認識しているものであり、口承、芸能、社会的習慣、儀式、祭礼行事、自然万物に関する知識、伝統工芸技術などが挙げられる。

3 . 我が国の取り組み

文化多様性については、特に、近年グローバル化の進展により、多様性の確保が重要になっていると認識しており、平成 12 年の九州・沖縄サミット時に開催された、G 8 コミュニケでは、我が国のイニシアティブで文化の多様性の確保の重要性が明記されるなど、文化多様性の保護・促進に積極的に貢献してきた。今後のユネスコにおける議論においては、文化多様性に関する基本的な考え方を整理した上で、積極的に貢献していく予定。

< 参考 > 無形文化遺産に関する取り組み

我が国は、各国に先駆け無形文化遺産をも対象とする文化財保護法を昭和 25 年に整備したほか、平成 5 年に無形文化遺産保護のための信託基金をユネスコに設置し、途上国の無形文化遺産の保護に継続的に協力するなど、この分野の先進国として、従来から文化遺産の保存にあたって無形文化遺産の重要性を唱えてきた。

参 考

< 国際文化交流懇談会報告 - 抄 - (平成 15 年 3 月 24 日) >

第 3 章 国際文化交流の理念と目的

1 . 文化の相互理解による国際平和、自由な世界の実現

(1) 文化多様性の確保による世界平和の実現

情報や経済のグローバル化に伴い、「文明の衝突」という言葉に象徴される民族的、宗教的な対立が激化している。一方、東西冷戦の終結以後、従来 of 国民国家の枠にとられない地域的、文化的な運動も世界各地に増えている。

こうした状況において、日本文化の特質は文化の多様性の確保に向けた大きな可能性を秘めている。日本社会は、古来より多種多様な外来文化を受容しつつ独自の文化様式を形成してきた。圧倒的な権威や排他的な価値が中心に存在しない「中空構造」に支えられた日本社会は、多様な文化をバランスよく包み込む、いわば文化の多様性空間として機能してきた。こうした特性を踏まえて、その国土と人材を活用し、世界の多様な文化の「劇場」あるいは「博物館」、「美術館」を目指すことは、21 世紀日本の誇るべき使命となるであろう。

豊かな地球環境を子孫に手渡すためには、生物種の多様性を保持することが不可欠である。それと同様に、豊かな人類文明のためには、異なる歴史観、宗教観、価値観を有する国々の存在を欠くことが出来ない。文化の多様性の確保は、開かれた自由な世界における友好親善の前提であり、文化国家日本の指針とならなければならない。このような考え方に基づく国際文化交流の実践は、国際秩序や安全保障への貢献ともなり、日本の平和理念を広く知らしめることになるであろう。

第 4 章 国際文化交流の推進方策

2 . 具体化すべき主な方策

(2) 文化の多様性と共生についての理解の促進

文化の多様性と共生についての理解の促進

異なる文化間、文明間の対話促進のため、海外諸国との間で、有識者、専門家、行政官、市民相互の人物交流を活性化させる。さらに、現代の国際社会において、それぞれの地域が共通に抱える課題（環境、高齢化、医療、貧困、教育、女性、持続的開発、安全保障、国際経済、民族・地域紛争など）を共有し、共同で解決するために、国境を越え、学問領域を越え、政界・経済界・官界・学界・NGO などの垣根をも越えた知的交流、市民交流を支援する。このような交流を通じて、国際世論形成への我が国の本格的参画を促進する。

文化政策部会における審議事項等について

1. 審議事項

地域文化の振興と発信について

- (1) 地域文化の振興と地域の活性化について
- (2) 地域文化の振興に関する成功事例の情報収集・分析、提供について
- (3) 文化庁による地域文化発信事業などの今後の展開について

2. スケジュール案

第8回	6月8日(火)
第9回	7月中・下旬
第10回	9月上旬
第11回	10月上旬
第12回	11月上旬
第13回	12月上旬